

大阪府立高津高等学校教育後援会規程

(名称)

第1条 本会は大阪府立高津高等学校教育後援会（以下「後援会」という。）と称し、事務局を大阪府立高津高等学校内に置く。

(目的)

第2条 後援会は、大阪府立高津高等学校在校生の教育活動の振興充実に必要な援助を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 後援会は、大阪府立高津高等学校PTAの会員で、かつ、本会の趣旨に賛同する者により構成し、運営する。

(役員)

第4条 本会の役員は、大阪府立高津高等学校PTA役員が兼務する。

(役員任期)

第5条 役員任期は、大阪府立高津高等学校PTA規程に準ずるものとする。

(会議等)

第6条 総会及び役員会は、会長が招集するものとする。

2 役員会は、本会の運営に当たって、必要に応じて学校側と相談するものとする。

3 総会は、大阪府立高津高等学校PTA決算総会の日とし、前年度の事業報告及び会計決算報告をするものとする。

(経費)

第7条 後援会の運営にかかる経費は、大阪府立高津高等学校PTA会員有志からの寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第8条 後援会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第9条 後援会の会計監査は、大阪府立高津高等学校PTA規程に準ずるものとし、会計監査委員が兼務して行う。

(改正)

第10条 後援会の規約の改正は、総会において行う。

付則1 この規程は、平成12年4月1日に遡り施行する。